

○富良野市市民農園設置条例

平成2年3月26日条例第8号

改正

平成12年3月24日条例第30号

富良野市市民農園設置条例

(目的及び設置)

第1条 市民生活の多様化、余暇の増大によるふれあいと交流を目的として特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づき富良野市市民農園（以下「農園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 富良野市市民農園

位置 富良野市字東鳥沼

(開園期間及び利用料)

第3条 農園の開園期間は、毎年4月から11月までの期間内とする。

2 農園の利用料金については、次に定める額とし、利用料金には、耕起、砕土及び水の利用代金を含むものとする。

区画区分	利用料金	標準区画の面積
小区画	2,130円	1区画50㎡
大区画	3,560円	1区画100㎡

3 市長は、特別な場合について利用料金を減額又は免除することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を制限又は使用させないことができる。

- (1) 利用申込みが土地区画数を超えるとき。
- (2) 農園利用としての善良な管理に反したと認めるとき。
- (3) その他管理運営について不相当と認めるとき。

2 前項の第2号及び第3号に該当する場合は、利用料金は還付しないものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成12年3月24日条例第30号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。